

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
通信電子器材外注整備	NS-Z200002C	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成25年 1月29日
	変 更	令和 2年10月14日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処における通信電子器材の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量・故障状況

品名及び数量並びに故障状況は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 電気的要求事項

電気的要求事項は、GLT-CG-Z500002の付属書AのA.3.2による。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、次のとおりし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

- a) 標準（又は確定）作業方式
- b) 診断作業方式
- c) 整備（又は修理）作業方式
- d) 整備（又は修理）診断作業方式

2.6 整備作業

整備の作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるものとする。

- a) 標準（又は確定）作業方式の整備作業は、表1による。

表1－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
整備（又は修理）	修理基準に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

- b) 診断作業方式の整備作業は、表2による。

表2－整備作業工程表（診断作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
注^{a)} 契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を提出するものとする。	

- c) 整備（又は修理）作業方式の整備作業は、表3による。

表3－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

d) 整備（又は修理）診断作業方式の整備作業は、表4による。

表4—整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5 c)及び2.5 d)による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.9 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.10 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.10によるものとし、塗装区分は、“C塗装”とする。

2.11 外観・機能・性能

外観、機能及び性能は、GLT-CG-Z500002の2.12による。ただし、診断後納品する器材については、受領時の状態まで復元するものとする。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書に規定する場合を除き、製造者の社内基準及び社内規格によるものとし、その判定基準は、GLT-CG-Z500002の2.12による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書に規定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の箇条5によるものとし、提出書類は、GLT-CG-Z500002の5.4に示す書類のうち、調達要領指定書に示す書類とする。

6 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

7 その他

その他は、GLT-CG-Z500002の箇条7によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

8 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 4 0 1 9
	調 達 要 求 番 号	2 M C S 1 A I 0 0 0 6
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 8 月 4 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 7 月 2 6 日
品 名	拡声装置GPA-240-D (診断)	
仕 様 書 番 号	NS-Z200002C	

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量・故障状況

品名・数量：拡声装置GPA-240-D (診断) 13-12-10-2×1 UN

故障状況：カセットデッキ内のヘッド部不良

2.4 整備の種類

点検 (= 診断) とする。

2.5 整備の作業方式

診断作業方式とする。

2.8 整備実施場所

業者引取り整備とする (現地作業あり)

5 その他の指示

提出書類は、整備診断明細書4部とする。